

第17条 療育(子どもへの支援)

国と都道府県市町村は、障害のある子どもが、身近な場所で支援を受けられるようにしなければなりません。

国と都道府県市町村は、障害のある子どもへの支援について調べたり、方法を考えて、みんなに伝えたりしなければなりません。また、障害のある子どもを支援することに詳しい職員を育てなければなりません。

第18条 職業相談等(仕事についての相談)

国と都道府県市町村は、障害のある人が、いろいろな仕事ができるように努力しなければなりません。国と都道府県市町村は、障害のある人一人ひとりに合うように、仕事についての相談や職業訓練をしなければなりません。

第19条 雇用の促進等(就職しやすくすること)

国と都道府県市町村は、国や都道府県市町村、会社が障害のある人をもっと雇うようにするため、障害のある人を優先的に雇う法律や制度をつくるなければなりません。会社は、障害のある人が勤けるように、障害のある人一人ひとりにあった必要な支援を行い、障害のある人が仕事を続けられるようにしなければなりません。

第20条 住宅の確保(住むところがあるようにすること)

国と都道府県市町村は、障害のある人が、みんなと一緒に地域で安心した暮らしができるようにするために、障害のある人のための住宅を用意し、障害のある人が暮らしやすい住むところを増やすなければなりません。

第21条 公共的施設のバリアフリー化

(みんなが使う建物や場所、乗り物などをバリアフリーにすること)
国と都道府県市町村は、みんなが使う建物や場所、乗り物(バス、電車、地下鉄、船、飛行機など)をバリアフリーにしなければなりません。

第22条 情報の利用におけるバリアフリー化等(情報のバリアフリー)

国と都道府県市町村は、障害のある人が情報を楽に知ったり、使ったり、自分の気持ちを表し、他の人に気持ちを伝えるために、使いやすいコンピューターや携帯電話がつくられるようにならなければなりません。また、国と都道府県市町村は、障害のある人が他の人と気持ちを分かり合うための支援者を増やし、育て、派遣するために必要な法律や制度をつくるなければなりません。

国と都道府県市町村は、地震や津波、火事、台風、洪水などの災害が起きた時に、安全でいられるために必要な情報が障害のある人にすぐ伝わるように、必要な法律や制度をつくるなければなりません。